

令和 3 年 9 月 1 6 日

○条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 9 月 1 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 7 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 1 2 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条中第 1 3 号を削り、第 1 4 号を第 1 3 号とし、第 1 5 号から第 2 1 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 5 条第 1 項中「同条第 2 0 号」を「同条第 1 9 号」に改め、同条第 3 項中「前条第 1 6 号」を「前条第 1 5 号」に改め、同条第 4 項中「前条第 1 7 号」を「前条第 1 6 号」に改め、同条第 5 項中「前条第 1 8 号」を「前条第 1 7 号」に改め、同条第 8 項中「前条第 1 9 号」を「前条第 1 8 号」に改める。

第 2 6 条中「第 2 4 条 1 7 号」を「第 2 4 条第 1 6 号」に改める。

第 2 7 条中「第 1 4 号」を「第 1 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月16日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第28号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年小田原市条例第29号）の一部を次のように改正する。
別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項の規定は、令和3年8月31日までに同項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和5年9月30日」とあるのは、「令和3年8月31日」とする。

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 9 月 1 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 9 号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例（平成 1 5 年小田原市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「及び次条」を「並びに次条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 1 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定は、階数が 3 以下で延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で政令第 1 1 2 条第 1 9 項第 2 号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第 1 5 項の国土交通大臣が定める建築物の避難階以外の階に限る。）については、適用しない。

第 1 6 条第 1 項中「第 1 9 条」を「第 1 9 条第 1 項」に改め、同条第 2 項本文中「前項」を「第 1 項」に改め、同項ただし書中「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 階数が 3 以下で延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満の共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物に対する前項第 1 号の規定の適用については、同号中「、次の表の左欄に掲げる共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に掲げる幅員」とあるのは、「9 0 センチメートル」とする。

第 1 9 条に次の 1 項を加える。

- 2 階数が 3 以下で延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満の長屋に対する前項第 1 号の規定の適用については、同号中「3 メートル（2 以下の住戸の専用の通路については、

2メートル) 」とあるのは、「90センチメートル」とする。

第59条第1項中「第16条第2項」を「第16条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。